

データで見る働く女性と月経について

皆さんが働く職場には「生理休暇」の制度はありますか？生理痛には個人差がありますが、武谷(2015)が実施した調査では、「月経痛(骨盤を中心とした痛みであり、下腹部痛、腰痛など)がほとんどない女性は21.4%で約8割近くの女性が何らかの痛みを経験している」という結果があります。また、2021年に日本医労連女性協議会の調査報告より、月経時に約6割超の人が痛み止めを服用しなければならない状況であることが明らかになりました。今回は、様々なデータから働く女性と月経について考えたいと思います。



生理休暇とは

労働基準法 68 条で定められている休暇で「生理日の就業が著しく困難な女性労働者が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させてはならない」と定められています。取得においては、①雇用形態に関わらず取得ができ、②診断書の提出は不要で自己申告となります。

ただし、会社の賃金支払い義務はないため、ご自身の職場の規定を確認してみてくださいね。

生理休暇の歴史は古く、今から76年前の1947年に制定されました。同じ時代の出来事として、第1回参議院議員選挙の開催や第1次ベビーブーム、学校給食が開始となった年で意外と歴史がありますね。

生理休暇の取得率について

厚生労働省が令和2年に発表した調査では、生理休暇の申請者がいた企業および事業所の割合は3.3%で、生理休暇を請求した人の割合は「0.9%」と1%にも満たない結果でした。また、日本医労連女性協議会が2022年に実施した調査結果より、生理休暇を取得しない理由として「周りが誰も取っていない」が43.9%で最も割合が高く、次いで「必要ない」(32.4%)、「仕事が多忙で雰囲気としてとりづらい」(27.8%)、「人員不足」(18.8%)、「上司に言いづらい」(18.5%)の順で高いことが明らかになりました。

月経随伴症状による労働損失(欠勤、生産性の低下)はいくら？

経済産業省が2019年に発表した調査では、月経随伴症状(腹痛、腰痛、眠気、イライラ、便秘など)による1年間の社会的負担は6,828億円、その中で労働損失(欠勤、生産性の低下)は4,911億円にも及ぶということが明らかになりました。同調査では、女性従業員の約5割が女性特有の健康課題などにより職場で困った経験があり、女性の健康課題が労働損失や生産性などへ影響していることについて、約7割の回答者が知らなかった・わからないと回答がありました。

おわりに

働く女性は仕事・家事・育児・介護などと役割が多岐に渡り、毎日忙しい日々を過ごしていることかと思えます。

そんな状況で毎月やってくる生理に伴う様々な症状に悩まされている方も多いのではないのでしょうか。

生理休暇取得の壁に「周りで取っている人がいない」、「生理であることを周囲の人に知られるのが恥ずかしい」、「痛み止めを飲めば我慢できる」など様々な状況があると思います。特に、繁忙期や人手不足の状況があると更に休みにくいですよね。あなたは世界に1人しかいませんので、身体と心からのSOSに1度向き合ってみませんか。月経前や月経中の体調不良に悩みを抱えている場合は、ぜひ1度婦人科へご相談されることをおすすめします。

男女問わずライフステージ毎における健康課題への理解を進めることが、休みを申請しやすい雰囲気につながり、ひいては誰もが働きやすい職場づくりについて考えるきっかけになれば幸いです。

